

## 讀宋事私議

岡崎文夫

## (一) 序

私は曾つて雜誌「支那學」に「王安石内政總考」を公にしたのであるが、若しかの篇に多少の讀者があつたとすれば、恐らくは其内容の分析に足らざる所あり、随つて獨斷に陥るの弊なきやに危懼の念を抱かれたであらうと思ふ。私としては苟かに信ずる所あり、他日其據る所を明かにし、更に進んで宋代に關する私の理解をも併せて明かにせんと期して居たがその暇なく、僅かに「文化」誌上に於て「歐陽脩の宣徽使辭職問題」を同人諸君と共に發表して其一端に觸るる所があつたに過ぎぬ。今那波學兄より「史林」に執筆を求めらるゝに當り、從來盡さなかつた二三の點を分析し、且宋の全盛期に關する私の理解の一端をも併せて叙述せんことを思ふ。

五代約五十年間は、言ふ迄もなく軍閥亂鬪の時代である。而して之を地域的に考ふれば、禍亂の中心は常に北支黃河流域にあつた。此地方では各の軍閥が其生存を保持する必要上、人民の生活全部を軍事目的の爲めに犠牲にするを厭はない。軍人は農民から強制的に徵發せられた上に入墨を施されて一般庶民から隔離せらるゝ。支那の學者の所謂

兵農の分離である。一般庶民は亦軍閥の軍費の供給者として搾取せらるゝ。尤も此點に關して其庶民の生活に及ぼす利害は必しも一樣でない。たゞ全體的に把握すれば、軍權の所有者が、其勢力を保つ爲めに内政のあらゆる部門に互つて干渉し、而も軍閥その者が動搖常なき爲め、人民の生活は絶へず脅威を受けて居たこと事實である。故に總じて言へば、軍閥互に亂闘して、庶民の生活動搖し、盜賊は公然團體を組んで横行すると云ふ有様であつた。

はてしなき軍閥亂闘の時代に一轉機を與へし者は、異族契丹の入寇と云ふ事實である。熱河方面より南下せる契丹が、入關の後、其果敢な殺戮と無謀な搾取の故に、北地漢族の限りなき憤懣を買つたのであるが、此場合殊に興味ある點は、契丹に對して敢闘する者、軍閥又は盜賊の團體であつて、平生文學の修養を誇る文臣達はむしろ異族の侵入に對して冷淡であつた。そこで國家再造の機運は實に軍閥それ自身の中より起り、やがて後周の郭威並に柴榮によつて次第に成功の緒に就いたと私は考へて居る。殊に柴榮(世宗)は英雄型の人物であり、軍紀を肅正して反對者を討滅し、又よく文臣の議論をも優容して彼等をして國家再造に協力せしめんことを欲した。當時文臣側の要望する所は(一)言論の公開であり、(二)庶民生活の安定であつた。然し當面の急務として軍權の統一と軍紀の肅正とが根本の問題であり、徒らに文臣が唐宋以來の風習を襲ふて外部より軍閥を制肘するが如き態度は國家の再造に役立ち得る所以でない。故に新らしき型の文臣には自ら進んで國家再造の方針に協力し、而して柴榮の跡を繼げる趙匡胤は宏濶にして而も愼密なる計畫の下に着々軍權の統一と軍紀の肅正に其巨歩を進めた。趙匡胤について趙光義立ち、益々禁條を密にして軍隊の跋扈を制し、併せて軍隊を養ふに要する經費を得んが爲めに、從來各地方に於て軍閥の手に收められて

居た各種の利權を、總て中央より任命せる機關を通じて中央に吸収することゝした。かくて軍權と財權とを併せて中央に集める方針は大體宋の太祖(趙匡胤)太宗(趙光義)二代に完成したと見てよい。眞宗は大體に於て太祖、太宗の方針を踏襲し、且専ら意を國際的平和の維持に注ぎ、この三代の一貫せる統治により、久しく軍閥亂闘の下に一鏡の生機も將に絶へなんとせる漢族が、漸く起色を顯はし、やがて宋一代の文明を作り上げん希望に充たさるゝに至つた。

往々説をなす者あり、支那に於ける絶對君主政治は宋に開け、明清に及ぶと。私はこの説に賛成し難い。何者、支那に於ける絶對君主政治は秦の始皇帝に始まり、それ以後歴代變はることなき形式であるからである。たゞ其内容に至りては歴代大に其選を異にす。私は宋によつて開かれ、明清に及ぶ治體を以て機械的君主政治と名づけたいと思ふ。蓋し宋は唐の如く法制を整へて國家の治統を示すに非ず。むしろ權力を中央に集め、中央に隸屬する機關によりて國家行政の實を擧げんと欲するからである。其點秦の始皇が企圖した吏を以て法となすの主義は却つて完全に宋以後に具顯せられたる感がある。清朝の史論家王夫之には「孤秦陋宋」の言あり、共に天下を私有視するを非難した者である。其言に

無爲與者、傷之致也。交自疑者、殊俗之所乘也。……生民以來未有之禍、秦開之而宋成之。(黃書古俊)

と。王氏の言は、宋を論ずと雖、むしろ明を言ふ者として最適切でないであらう歟。明末の遺老黃宗義、顧炎武共に明禍が、餘りに中央集權の機械的完備によつて起つたと考へ、其點に種々なる改革説の根底があるやに察せらる。王夫之も亦宋に名を貸りて明政の缺陷に限なき憤怒の情を寄せたものであらう。章炳麟はかつて宋の學術を論じて次の

如く述べて居る。

宋始中興、未壯以天、來者雖賢、衆寡有數矣、不知新聖哲人、持名實者、以詔士大夫者、將何道也。(檢論 參唐)

と。かつ二程の學を推獎して居る。これ學を論じたものに相違ないが、學と術とは自ら相通する。思ふに宋初三代は五代の亂闘時代に終息を與へることを以て其重なる使命とした。幸ひにも其方針の下に人民の生氣が活動し始めた。その力は必ず宋一代の文明の美を開華せしめんと欲する。これ實に仁宗の朝に於て昂揚せられた活潑なる動きであり、神宗の朝に結實せんとして遂に一場の悲劇に終つた連続せる歴史の流ではない歟。

## (二) 仁宗の嘉祐時代

仁宗の至和二年より嘉祐八年に至る約十年間は富弼宰相の任にあり、之に協力する者、文彥博、韓琦、曾公亮等時によりて變ると雖、大體富弼を以てこの時代を代表せしめてよいと思ふ。傳ふる所によれば、富弼、文彥博と共に宰相に任ぜらるゝ、報道の一度官僚界に傳はるや、彼等は一様に慶賀の意を示し、仁宗も亦其人選の天下輿論に合致するを知り、一代に於ける最成功した人選であつたとして、自ら其満足を表明したと云ふ。普通解せらるゝ所に隨ふと、(一)唐末から五代の紛亂期に於て支那の中世的名殘である家柄を重んずる社會制は既に消滅した。(二)宋に至りて軍閥の勢力も終息した。(三)五代末より宋初にかけ木版並に活版術の應用により經書を初め、民生に役立つと考へらるる各種の書籍が中央政府の手によりて公にせられた。そこで一般に生氣を回復した庶民は、新らしく且朗かな文明の

建設に充分な希望を繋ぐべき狀勢が順致されて居た。かゝる觀點から宋の文藝復興を云爲すること必しも理由なしとしない。そして其結實した文化とは果して如何なる者であつたか。私は王國維の説を以て之に當てんと思ふ。王氏の意に謂へらく、宋一代は種々學問分野に於て活潑な研究の功を擧げた。哲學方面に於ては周敦頤、程氏兄弟、張載、邵雍、朱熹等あり、獨特の宋學を開き、科學方面に於ては沈括、李誠等曆數物理工藝に於て等しく發明あり。史學に於ては司馬光、洪邁、袁樞等各老大的著述をなし、繪畫に於ては董源以來始めて唐人畫工の風を改めて士大夫の畫を作つた。詩歌にありては技術の美を兼ね、唐人の専ら自然を尙ぶと異なる。考證の學も宋に至つて大に興つた。要するに宋に於ける人智の活動と文化の多彩とは、前の漢唐、後の元明すべて及ばない所である(燕京學報五  
氏專號參照)。而して王氏の擧ぐる代表的人物は多く神宗以後に活動して居る。故に文化結實して各色の學問に分かれたのは應に神宗時代に屬し、それが一つに包容せられてよく渾融せる政治の綜合性を發揮したのは仁宗の嘉祐時代であると私は考へる。

朱熹の一派は道德性を發揚する見地から歴史を考へ、又好んで人物を裁量する。宋に於ける人物を論じて結局范仲淹を以て天地間第一流人と極印を押しした。既に述べた如く五代に於ける文臣が時の主權者に要望する所(一)言論の公開(二)民生の安定であつた。然れ共軍閥爭鬪の激しき時に當りかゝる議論をなすは、徒らに彼等の存在を示して其生活を保證せんとする以外、事に於て益がない。今宋の初期に於て既に軍閥の問題が大體一應の整理を遂げた。故に民氣の伸ぶる所、言論の暢達が最要求せらるべき運にある。而して之を上は飽く迄も君臣の大義に結び、下は必ず民意の開展を期し、之を以て天下に呼號した者、范仲淹其人に外ならぬ。世上韓范と連呼して、范仲淹は韓琦と相配して

稱せらる。而も韓琦が范を祭る文の一節に「僕之望公、公駢僕驚、十鶴未逮、敢擬齊驅、人胡不辯、遂連公呼、自願無有、愧常汗珠」と。韓の剛直を以てして、其言ふ所必しも濫りに溢美の辭を弄するのではあるまい。富弼の范仲淹に於ける恰も師弟の情の存するを思はしめる。祭文の一節に「始未聞道、公實告之、未知學文、公實教之」と。韓・富亦連呼せらる。故に時代を開く者は范であり、之を成すものは韓・富である。而して富弼の范仲淹との關係より推して嘉祐の時代は實に范によつて提唱せられた新しい政治が、富弼によつて具顯せらるゝに至つたと考へて差支ないと思ふ。

嘉祐四年仁宗は兩府(中書樞密)に手詔を賜ひ、昔太平の時代にあつては、君臣の間、心を同じうし徳を同じうし、よつて上下限り無き幸福を受けた。然るに今日は法制を設けて群臣の間を制御する種々の方法が講ぜられて居る。朕は賢哲を信親して決して疑ふ心を持たぬ。故に制御の法は之を撤廢し、上下の心を通ぜねばならぬ。よつて兩制(翰林學士)の職を帯ぶるものは、執政の私邸に至つてはならぬと云ふ制限や、執政は臺諫官(御史知諫院)を奏薦してはならぬと云ふ制限等は皆廢し、中央の官僚界に毫末も猜疑の存せぬやうにすべきであると(諫水紀聞)。當時翰林にあつた呂公著の家傳に云ふ、

時風俗淳厚、士大夫不喜道長短爲風波、朝夕講論文義、匿唱詩什、或設棋酒以相娛、同舍有出任外官者、卽相率就僧舍爲盛會、以餞之、然際接必以禮、平居非着帽垂紳、不出廬舍、(三朝名臣言行錄引)

と。嘉祐に於ける中央要人の風懷は之によつて其一般を知るに足るであらう。

宰相富弼は一代の風氣を作るに相應しい人格であつたと考へらるゝ。司馬光の記する所によれば、富弼は深遠なる智識と慎密なる思慮の持主であつた。而して人に接するに禮を盡した點は最學ぶに足る。唐以來宰相は「絶禮」と稱せられ、官僚にて宰相に謁見する者、必ず拜をしなければならぬ。之に對し宰相は少し許り手を垂るゝに過ぎぬ。若し客が長坐すると吏が傍から「宰相尊」と唱へる。客は慌てゝ退出すると云ふ習慣であつた。然るに富弼が宰相となつてからは、微官者と雖、又は布衣の人と雖、謁見を乞へば必ず「抗禮」を以て接する。自ら之を門に送り、客の馬に上るを見て初めて内に入る。後位を退いて十餘年間も、洛陽に閑居した。其折富弼の人氣は非常なもので、曾つて小轎に乗りて天津橋の側を過ぎた。そこには安土門市と云ふ市場がある。市に群がる群衆は富弼の轎を見んとて、其跡に隨つた爲めに、市場は全く空虛となつたと。

舊い階級的な官僚の型を脱した富弼が執政となつてから、著しく目立つて來たのは學問と言論との尊重である。「宋元學案」が宋學の先驅者たる位置を與へた湖州の胡瑗、泰山の孫復は共に中央に推舉せられ、大學にて子弟訓育の任に當り、福建の孫烈も亦特に優遇せられ、各地の長官競つて學校を開き名師を招いた爲め、各地に養成せらるゝ人材が進んで中央の進士試に應じて出身の途を講じ、爲めに從來四年毎に開かれし科擧の試は隔年に開くことゝなり、たゞ其多數の任官は却つて仕路を塞ぐが爲めに、人數に於て制限を加へると云ふ慎重な考慮が拂はれて居た。かくて中央と地方とは自然に事情相通じ、地方の讀書者に取つては、中央の事情は最樂しい關心事となる。四川の田舎から、其文材を抱いて中央に仕途を求めた蘇軾にありては、今天下に有名な、范、韓、富の三人に會見することは無上

の希望であり、當時范公已に没して居たのが大きな失望であつたと述べて居る。故に嘉祐時代は天下の讀書者に取つて最好ましい時であつたに相違ない。そしてかゝる時代の出顯は、五代以來文臣の望んだ言論公開の結果に外ならぬとは、當時の有識者の意識する所であつた。既に執政は言論府の人士を薦め得る。館閣の臣は言論を以て自由に執政に協力し得る。歐陽脩の云ふ所によれば、仁宗の政治の高朗な點は實に言論機關を尊重したことによると。

言論の公開と共に民生の安定に關する要求が自然強まるべきこと亦勢の赴く所である。今嘉祐の時代に於て最成功を收めた者は茶法の根本的改革である。茶は唐宋より稅茶制となり權茶制と變り、宋は嚴重なる權茶制を執つて居たが、一度請負制と改まり、遂に嘉祐に至りて商人をして自由に通商せしむべき議論が閣臣何曷、王嘉麟によつて唱へられ、執政之を容れ、仁宗詔を以て之を許した。詔の大意は、帝王は元來專賣によつて民と利を争ふべき者ではない。只權茶は祖宗の法なる故に之が改革を躊躇して居た。今近臣の奏により利害の點が分明となつた。よつて茶を通商せしむる議を定め、以て歴代の弊害を一洗するに至つたのは愉快であると云ふ。顧炎武は「日知錄」に於て此改革の最合理的で且永久の成功を收めたと批評して居るのは、蓋し至當であらう。王安石時に江東に提點刑獄に任じて居た。王嘉麟茶法の利害を訪ふ爲めに南下するや、安石との間に議論並に詩什の應酬があつた。安石の詩の首句に「豈嘗權其子、而爲民父母、當時所經營、今十已毀九」とあり、權茶の制を改むるに充分なる同情を寄せたことが分かる。然し乍らたとへ茶法の改革は充分至當であつたにしても、これは當時要求せられたる民生の安定に關し、極めて一小部分に過ぎぬ。若し當時の識者が提出せる種々なる問題に就て之を考ふれば、嘉祐の政治は全く失敗の歴史をもつ

と稱しても敢て過言ではあるまい。たとへば農民の生活、並に鄉村自治を脅威する最重大な弊害と見做さるゝ差役の問題は、韓琦之が改革を提唱し、韓絳と蔡襄とが其條約を立つるに與かつたが、實行の結果、司馬光の指摘する所によれば却つて改惡に終つて居る。方田問題の如きも、曾て歐陽脩自ら之を天下に行ふべしと主張したに關らず、後には實行の困難なるを知りて自ら其主張を撤廢するに至つた。そこで新たに方田論は均稅論と變り、均稅局設けられ、司馬光もかつて其總裁として條約する所があつたと稱せらるゝが、其内容の不明な點から考へ結局何らの成果も得なかつたであらう。更に寬郵民力局設けられ、中央より多數の委員が地方の實情調査に派遣せられた。その名から考へ、恐らく差役問題も其中に包括せられたと思はるゝが、之亦司馬光の指摘する如く徒らに地方民を騷擾して何等事に益がない。固より讀書人の間にかくの如く民生の問題が重視せらるゝに至つた事實その者は、以前には曾て見なかつた現象であり、嘉祐の時代は其點に於ても充分注意に値する。然し之を實行に就いて考ふれば、茫として得る所がない。果して嘉祐の政治は民生の點より考へて何らなす所がなかつたであらう歟。

續通鑑長編嘉祐五年七月の條に李燾は次の如く述べて居る。

是より先き天下に廢田非常に多く、民の流移するもの夥しかつた。仁宗の天聖間に赦書を下して民が土地を離れて後十年、其田土が拋棄せられてある場合、他人の之を耕するを許し、三年の後始めて租稅を課する。其折は特に舊の租稅の額を半減する。又流民にして再び故土に歸るものは稅額を半減する。其後流民に百日の期限を付し、若し其間に復業すれば賦役を除くと云ふ令も出た。それら流民を招輯し、若しくは他人に耕作をなさしめる命令が屢下

さるゝと共に、他方官に命じて地方に水利を起し荒田を開くことを奨励した。そこで田野は次第に開くるに至つたが、猶河南の西南部から湖北の北部唐、鄧地方にかけて曠土が多い。地方官趙尙寬は此間に大規模な水利を起し、人口を計つて百姓に土地を與へ、官から之に錢貨を流通して牛を買はせ、かくて三年の後廢田悉く開け、戸萬餘を増した。

と。趙尙寬、高賦の徒は宋代良吏の代表的な者と見なさる。かゝる良吏をして充分に其材能を發揮し得しめたものは、むしろ良吏その者を信頼し、中央が之に協力と推奨とを惜まなかつた結果によるであらう。一般に私は慶曆より嘉祐に至る時代の代表者として歐陽脩を擇びたいと思ふ。歐公の詩文は極めて高い品格を持つて居ること言ふ迄もないが、私の特に興味を引く點は、其文に必ず史意の存することである。章學誠の所謂文史であつて、試みに全集中より墓誌銘の類を通讀すれば、其人を叙するに當り、必ず或は國家に或は人文に或は地方の利益の爲めに捧けたる努力を叙して居る。蓋し人に對する信頼は、文の精神をなし、必しも功業を誇張するを欲する者でない。仁宗の盛時は實に人を信頼するによつて具顯した者と私は考へる。而もこれ實に言論の暢達によつて贏ち得た所であるから、今や既に暢びた言論はその各自の方向に分化して進まねばならぬ。嘉祐の時代に於て少壯政治家が一樣に現實に對する不滿を表明し初めた。その最著しい者は王安石と司馬光である。王安石は現實の弊害を指摘すること司馬光の深酷なるに及ばぬと雖、先王の法意を活用することによつて改革の理想を提唱し、司馬光はむしろ宋初期の傳統的方针を復活して、職任によりて事功を擧ぐべきを主張して居る。兩者の根本方針は全く相容れないが、綱紀を正して君主の威權を

樹立し、それによつて放縱に流るゝ自由の空氣を一掃せんと期したこと相同じい。既に述べた如く宋立國の方針は中央集權の完整にあつた。然しそれ丈では何ら人民の生氣が躍動し得ない。故に言論の公開によつて、人文の前進を催すべきこと寧ろ自然の勢であつて、仁宗の寛仁賢明がよく之を利導して大體に於て誤る所がなかつた。かくて嘉祐の全盛期を出顯し得たのである。勢窮れば必ず變ずる。少壯政治家は既に嘉祐の政治の必ず變ぜしむべきを痛感した。人に對する信頼のみを以てしては、最早前途の打開が覺束ない。この感情は恐らく若い讀書者にすべて持たれ出したであらう。蘇家三氏の論を見れば最明白に認識し得る。今假りに蘇間の審勢論一節を取りて、それらの代表に當つるであらう。曰く

吾宋制治、有縣令、有郡守、有轉運使、以大系小、絲牽繩聯、總合于上、雖其地在萬里外、方數千里、擁兵百萬、而天子一呼於殿陛間、三尺豎子、馳傳捧詔、召而歸之京師、則解印趨走、唯恐不及、如此之勢、秦之所恃以強之勢也、勢強矣、然天下之病、常病於弱、噫有可強之勢如秦、而反陷於弱者何也、習於惠而怯於威也、惠太甚而威不勝也、

と。嘉祐政治の弊は惠に溺れて弱になつたとすれば、時代の波を揚げて前途に躍進せんとする少壯政治家の漠然と抱く感情に於て、強國と云ふ方針の畫かれたるべきこと推想に難くなく、又事實に於て諸家の論議中充分之を認め得るのである。

(三) 晋陽の甲

嘉祐に於ける富弼宰相の時代を終り、熙寧に於ける王安石宰相の時代顯はる。王安石の相業を理解する爲め次の諸項が注意せらるべきであると思ふ。即(一)王安石は専ら自己の修養を重んずる處士の學風を排し、國家の客觀性を認め、之によりて人事萬端の統紀を樹立すべしと考へたること(答王深)。(二)學問の根本は性命の理を悟るにある。

それが方法として俎豆・鐘鼓・管絃を學び、自然に其意を知り、詩書によつて之を達し、かくて後牧民の責任を持つ士人を作るべきこと(廢州)。(三)財は天下の衆を合すべき者、故に天下の財を理むるに必ず法がなければならぬ。

今取予の勢を私し、萬物の利を擅まにし以て人主と黔首を争ふて其無窮の慾を效す情勢にあるは許し難い(使應監題名)。

この三つの代表的文章は執政以前に書かれた者であるから、王氏の學風は既に世上に明かに示されて居たわけである。要するに國家の綱紀をたて法制を修明し、學校にありては性命の理に通ずる人物を養成して牧民に當らせ、理財の法を立て、下庶民の生活を安定せしめんと欲する。朱子は安石の政治を全體として非難し、且其政治が結極宋の朝廷に禍したのは、安石の學術の淺薄によると考へて居る。かゝる議論は既に程門の學者によつて究明せられた所であるが、それは要するに學問の分化によつて究理の深くなつた後に起れる者であつて、安石が其學風を天下に宣ぶる時にあつては、多くの政を論ずる者、時に應じ事に隨ふて應急の策を建つるのみで、未だ國家の客體たることを認め、之によつて総合的な政策を樹つることを知らなかつた。これ安石の學が獨り時流を抜く所以であつた。加ふ

るに其文才は理路整つて人を首肯せしむるに足り、且出處進退を苟しくもせず、既に館閣に入るべき資格を充分に備へ、且名臣の館閣に留めんと欲する者、文彥博、歐陽脩あり、而も自ら家財の親を養ふに足らざるを理由として悉く之を辭退して居る。恐らく一度館閣に入れば、其豊かならざる資産を以てして、素心を傷むことなく官場に游泳することが出来なかつた爲めであらう。然し其故に彼の聲價が愈々高く、又國家の客觀性を高唱した點に於て彼への期待が一部有識者を強く支配して居た如くである。これ實に嘉祐時代に養はれた高朗なる精神が當時一般に存したが爲めに外ならぬと思ふ。

熙寧二年王安石參知政事となる。改革の第一歩は先づ理財より始まる。三司條例司の設置がそれである。東都事略其詔を載せて曰、

朕以爲欲致治於天下者、必富之而後可教、今縣官之費不給、而民財大屈、故特詔輔臣、置司於內、以革其大弊。……

詔意によれば、當時官民共に財政急迫の實情にあつた。故に理財に堪能な人材を集めて官民共に富むべき方法を研究立案せしめようと欲するのである。其參考として博く輿論に聽くべき用意を示して居る。

三司條例司は政府直屬の機關である。其研究立案に當るべき人は最撰擇する必要がある。之に拔擢せられたのは呂惠卿と蘇轍の二人であつた。此二人が如何にして用ゐられたか、之を呂惠卿に就て考ふに充分明白になし難い。蘇轍の撰ばれたのは、「上神宗書」によると稱せらる。今欒城集によれば、かの書は明白に熙寧二年三月の日付になつて居る

から、之を信する限り、詔に應じて上つた者と定むべきであらう。而して其内容は豊財の術を論ずるを主眼として居るが、要するに冗吏、冗兵、冗費の節約を論ずるに過ぎぬ。轍の兄軾かつて嘉祐の間に「思治論」を作り、強兵、豊財、擇吏の事を論ず。始んど轍のそれと同じ。故に若し此書によつて蘇轍が撰拔されたとすれば、當時三司條例司には必しも一定の方針のなかつたことを知り得る。明の章袞は蘇轍の次の議論によりて王安石の青苗法が蘇轍の素志に同じと見做して居る。

天下之人、無田以爲農、無財以爲商、禁而勿貸、不免轉死於溝壑、使富民爲貸、則用不仁之法、收太半之息、不然亦不免脫衣避屋、以爲質、民受其困而上不享其利。周官之法、使民之貸者、與其有司、辨其貴賤、而以國服爲息、今

可使郡縣盡貸而任之以其土著之民。

（蔡上翔年譜引）

然しこれは梁啓超の考ふる如く、むしろ蘇轍は王安石の青苗法を聽いて後に發した説であらう。之に就ては後に觸るゝ必要がある。

三司條例司は富民の術を研究立案すべき職責をもつ。故に輿論に之を徵すると共に、又廣く條例司より委員を地方に分派して實情の調査に當らしめた。これ條例司の建つた翌四月のことに屬し、所謂八使分遣である。この分遣の使者は徒らに漫然として實情視察に出かけたに過ぎぬであらうか。蘇轍は此事に關し最強き反對論者であつて、嘉祐時代「寬郵民力」の爲めの遣使と異ならず、地方より何等實情に即すべき報告を齎し得ないであらうことを「顛瀆遺老傳」に書いて居る。然し種々の史料を綜合することによつて私は青苗法の行ふべきや否やが遣使に與へられたる一の條項

でなかつたかと思ふ。其證の(一)は顛瀆遺老傳によれば王安石は青苗法を蘇轍に示して熟議せしめたこと。之は蘇轍自身としては呂惠卿の案だと考へて居るが、恐らく王安石の創意に出たものであらう。(二)は八使の一人たる程頤が王安石に對し四川に青苗を行ひ難き狀を復命した如き記事がある。(三)は八使の一人王廣淵は陝西李參の青苗錢法を王安石に提供し、安石によりて直ちに之を河北に實行せしめられたこと。之等によりて青苗法は王安石の最重視する政策であり、實に安石の創意に出づるものと定むるが至當であらうと思ふ。

王安石青苗法の難點が二つに分つて考へ得らるゝ。其一は法によつて立つ權證と利息を附して錢貨を農民に貸用する方法とである。支那に於て改革を唱ふる場合、必ず先王の法制に其根據を求めめる。安石はその改革説を周禮に求めて居る。而も「周禮新義」を作り、周禮を自己の政事に便利なる様曲解を施した。たとへば「周禮地官泉府」に「以國服爲之息」と云ふを全然金利による利息と解し、「國服爲息」の制を以て民の便否を問ふよりもむしろ國富の多寡を論ずる基準の如く説明した(諸橋氏「儒學の目的と」)。故に李常は其曲解なることを明かにし、蘇轍は上述の如く逆に周禮によりて農民に金錢を散じ乍ら取て利息を取らざる方法を樹て、青苗法に反對を試みたに過ぎぬ。王安石は先王の法の意味を取つて之を現代に生かすべきを主張す。故に必ず文字通りに古典の權證を求むる必要なしと考へらるゝが、それでは傳統に生くる支那の學者を説伏し得ざる爲めであらう。然し曲解の上に立つ權證には威力があり得ない。故に學者は王氏の新經(周禮のみ)を中心として却つて古典の正確な解釋を追求し、學問の進歩がそこから起つたと云ふ

(諸橋氏説)

然し周禮の解釋は如何なるにせよ、中央より流通せる財價(必ずしも錢貨のみならず、)に利息を付せずして青

苗法の運用を完うすべくも非ず。然し利息は二分を以て公正と認め、之より多くても少なくても共に弊害ありと王安石が確信を持つて居たことは曾公立に答ふる書によつて明白である。其二は新機關の設立による舊機關との摩擦である。祖宗の樹てた治統は、新法の實行によりて根本より動搖を生ずることを免がれない。然し既に新らしき國家の治統を立つるを目的とする王安石の論理にあつては、摩擦の生ずべきこと因より當然と云はねばならぬ。問題はかくの如く古典を曲解し、祖宗の法制を侵してまでも新法を行はざる可からざる理由の存じたか否やである。官民共に其生活が急迫して居たと云ふ事實は、獨り王安石のみの認めた所でない。若し富人の暴利に困む農民の救済が治國の根本であつたとしても、何故に其事實の上に就て適當な處置を講じ得なかつたか。何故に一躍して國家が自ら錢貨の流通をなさねばならぬか。實際的な米國の教授ラトゥーレットの如きは、かゝる見地から王安石の政策を一種のユトピアに過ぎぬと見做して居る。事實王安石の執政以後、歴史の價值判斷が變つて來た。たとへば嘉祐時代に良吏の折紙をつけられた趙尙寬、高賦の徒は、「寬邸民力」の時流に應じ熙寧の初、競ふて義倉を建て、貧民の救済に當つた。王廣淵も亦其一人であつた。然るに王安石執政となるや、趙、高の二人はむしろ排斥せられ、王廣淵は青苗法に變轉することによつて其官僚に於ける足場を獲た。支那に於ける改革説は治者階級たる讀書人より起るが例である。且改革の叫ばるゝ限り、史的價值判斷の一時的變化が生ぜざるを得ぬ。故に安石の新法を以て單なるユトピアとするは輕率を免がれない。たゞ新法が其時に應じて如何なる規正を行つたか、又それが如何なる方向に進展したか、之等の點が私の最關切せんと欲する所である。

青苗法は三司條例司によつて立案せられた。而して新法の立案と共に條例司は一變して新法の執行機關となつた。條例司より地方の諸機關に文書が發せられ、地方の諸機關(監視官)が縣に命じて之が實行に當らしめる。爲めに從來の習慣と相容れざる點頗る多く、且百姓が果して青苗錢の貸用を願つて居るか、乃至は百姓は全體として青苗法の恩澤を蒙り得るか、却つて青苗法が鄉村組織そのものを破壊せざるか等々の疑義は湧出する。遂に三朝の元勳を以て目せらるゝ韓琦は痛烈なる彈劾を王安石につき付けた。王安石は韓琦の好敵手である。逆に條例司に命じて彈劾文に對する全面的辨明を公にせしめた。この事は元勳に對する處置として穩當でないと云ふ議論が朝臣の間に起り、茲に政治上の重大問題が發生することゝなつたのである。

嘉祐末以來中央の言論府に於て重望あり、士大夫の間に隱然勢力をもつ者、名家の子弟たる韓維韓絳兄弟及呂公著である。共に王安石の友人として其よき協力者であつた。李燾によれば司馬光曾つて神宗の御前に於て呂公著を非難し、彼は三司條例司の中より館閣の人物を採用し、よつて條例司と表裏をなしたと云ふ。蓋し程顥、李常の如き士望の中心をなす人物が皆かつて條例司に屬したことがあるのである。此點から見ると王安石と呂公著とは初め協力して改革の氣運を揚げたこと確かである。然るに韓琦の王安石彈劾は、青苗法の根本的誤謬より、法規の不完全、條例司の祖宗の法を紊すこと等を排撃して餘すなく、最實行上の弊害を痛罵し、全面的に條例司の撤廢を逼り、韓琦自身もつ地位と重望と、而して其議論の事實に觸れ、條理の整つて居る點に於て、王安石に同情する人士にも亦反對の餘地を與へざる程の影響を與へたと考へらるゝ。是に於て所謂「晋陽の甲」と云ふ問題を引起すに至つた。

李燾の長編は其問題の真相を究明することに勉めて居る。それは(一)表面に顯はれた事實。(二)裏面の事實とに分析し得る。表面に顯はれた所では、呂公著は條例司の新設があらゆる政治の不安を擔ぎ起す原因であると考へ、かゝる鎖末の機關によつて久しく平和なりし政情を破壊するに忍びぬから、之は韓琦の要請を充分考慮すべきであると言き、その要求の聽かれざるによつて言職を退かんことを乞ふたのである。呂公の上疏を熟讀すれば、それは決して青苗法その者の非を云はず、且條例司の問題に關しても一抹の協調すべき餘地を残して居る。然るにも關らず、朝廷は呂公を言職より退けるに當りて其罪狀を明著して曰。

御史中丞呂公著、比大臣之抗章、因便坐之與對、乃誣方鎮有除惡之謀、深駭豫聞、乖事理之實。

と。かくて彼は知潁州に貶せられた。「比大臣之抗章」とは既に述べた呂公の上疏を指す。これ言職として當然のことにて敢て異とするに足らぬが、御前に便對の際、方鎮に除惡の謀ありと誣ひたといふ點が呂公に取つては忍び難き所である。方鎮除惡の謀とは畢竟韓琦を餘りに辱しめる結果、或は晋の趙鞅の如く晋陽の甲を起して君側の奸を除く舉に出ないとも限らぬと言ふのである。果して呂公はかゝる言辭を弄したか否や。之に就て(一)呂公は決して韓琦に關し一言も觸れぬとする説。これは呂公著家傳の云ふ所であつて、之を歴史上から可なり細かに證明し、形式上一應整つて居る。然し李燾は家傳を以て國史の記事を抹殺し得ないとして採用して居らぬ。(二)は四馬光の紀聞による説で、神宗の誤記であると云ふ。かつて孫覺は神宗に對し、餘り藩鎮大臣を辱しめるならば、若し唐末五代の際ならば、恐らく晋陽の甲を興す者があらうと云つた。それを神宗は呂公著と間違へたのであらう。呂公著は愼密な男であるか

らそんな軽い言葉を用るまいと。李燾はこの説をとり畢沅の通鑑も亦それに依つて居る。然し(三)に王安石の「時政記」の説は全く異なる。それは呂公著の便對の際、晋陽の甲の興る憂ありとして泣いて諫めた。神宗は非常に怒りて之を政治の問題とし、遂に罪狀を明かにした。王安石は神宗の旨に同意を表したと云ふ。司馬光の「日記」にも趙抃の言として呂公著に「晋陽の甲」の言葉があつたと述べて居る。故に呂公著が「晋陽の甲」を以て神宗を諫めたのは事實であらう。而して孫覺も亦同様な言辭を神宗の御前にてなしたことは、彼自身も認めて居ると傳へらるゝから、恐らく疑ふを得ないであらう。私の考へる所では、韓琦の彈劾あつて以來、言論府の人々は恐惶状態にあつたやうである。長編拾補は熙寧三年二月に紀事本末の文を取つて居る。曰、

御史王子韶、程顥、諫官李常皆稱有急奏乞登殿、言不當聽安石去位、意甚懼、及安石復視事、子韶等乃私相賀、と。蓋し韓琦の問題によりて王安石は一時進退伺を呈出した。其時王子韶、程顥、李常らの恐惶の狀を寫した者である。今「程子遺書」中呂本中の記する程顥の言を見るに、却つて程子は新法を非とし、王安石も亦必しも青苗法を固執する意なかりしと云ふ。若し之を記事本末の記する所と参照するならば、當時言論府にある人達は、飽迄も政治的に王安石と韓琦との間を調停せんと欲したものと解すべく、其場合晋陽の甲が起さるゝかも知れぬと云ふような謠言が、この空氣の中に捏出せられたとして敢て怪しむに足らない。呂公著、孫覺が便殿對坐の際この語を用るたとしても必しもそれ程不敬とするに當るまい。元來便殿對坐の語は公開すべき性質の者でない。それを敢て神宗が政治の問題としたのは、神宗既に新法の強行に充分な熱意を持つことを示す者と斷定しなければならぬ。程子の言によれば、王安

石は一時政治的解決を考慮して居たとも云ふ。それが一變して飽迄反對論者に抗しようと決意したのは、張戡の弟張戡等が餘りに過激な言を用ゐて王安石を諫めた爲めであると云つて居る。これも参考すべき材料に相違ない。然し神宗は公然と新法支持の意を表明したことは、王安石をして其態度を決定せしめたものと斷じて宜しいであらう。故に條例司は愈韓琦の彈奏を反駁した。韓琦も亦堂々之に答辯を興へて居る。而して後呂公著の政治的解決案は遂に失敗して彼は不名譽なる罪狀を暴露せらるゝ。言論府の人々は之と行動を共にせざるを得ない。孫覺の如きは終世王安石と善き友であつた。而も中央を去らねばならぬ。かくして中央には王安石一派は孤立の狀となる。新法黨なる色彩が漸く濃厚となつてくる。

呂公著去つて後、蘇軾亦去り司馬光は最後の忠告を安石に興へて後遂に政治を語らず。故に蘇軾及司馬光と王安石の干係を極め、然る後新法黨の政治そのものゝ進行を考へねばならぬが、興へられたる紙數既に超過したから、一先茲に筆を擱くであらう。(終)